

## 火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注)本公示情報は、原則として毎日11時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。

平成24年5月11日 14時00分現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	東京都千代田区九段南三丁目5番2号
	防火対象物の名称	宝ハウス
	命令を受けた者	飯田 貫太郎
	命令事項	1 屋内階段3階から6階に存置され、階段室内をふさいでいる段ボール箱、新聞紙束、書籍、ビン類、紙袋、ペットボトル、衣類、ビニール袋、スーツケース等は、消防活動上、火災予防上及び避難の支障となるため、平成21年11月26日14時40分までに除去すること。 2 平成22年7月6日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
所轄消防署名	麴町消防署	
2	防火対象物の所在地	東京都練馬区東大泉三丁目4番19号
	防火対象物の名称	津田ビル
	命令を受けた者	長谷川 秀幸
	命令事項	1 平成22年8月10日までに、上記対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成22年8月10日までに、上記対象物の2階及び3階に避難器具を設置すること。
所轄消防署名	石神井消防署	

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。  
なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。